

# 確定申告

所得税・市県民税の申告 2月16日(金)～3月15日(木)

間もなく所得税と市県民税の申告の時期になります。必要な書類を準備して、申告してください。

**所得税の確定申告が必要な人**

市では地域別に申告会場を設けますが、昨年と異なり、開設されている会場以外は閉じられます。日程など詳しくは、今月号本紙折り込みをご覧ください。

○営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人  
○サラリーマンなどで、給

与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人  
○2カ所以上から給与をもらっている人  
○給与の年収が2千万円を超える人

がある場合もあります。**市県民税の申告が必要な人**

○医療費控除、寄付金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人  
○生命保険や損害保険の満期保険、解約保険金も一時所得として申告の必要

平成19年1月1日現在、市内に住所があり、次の要件に該当する人は申告をしてください。  
○所得がある人(確定申告をした人は除く)  
○サラリーマンなどで、給与と所得以外の所得が20万円以下の人

○所得税の源泉徴収税額はないが、医療費控除、寄付金控除、雑損控除などを受けようとする人

**公的年金などを受給中の人**

○年金を受給している人は、現役の会社員のように、所得税の年末調整は行われていません。  
社会保険料控除(国民健康保険税など)、生命保



除料控除などの控除を申告することによって、所得税、市県民税の負担が軽くなる場合があります。  
○寡婦(夫と死別など)に該当する人は、申告によって寡婦控除が、受けられます。  
平成17年分から老年者控除が廃止され、それまで老年者控除と寡婦控除を同時に受けられなかった該当者が、寡婦控除を受けられる場合もあります。

**申告時に必要なもの**

- 送付された申告書がある人は、その申告書
- 印鑑(認印)
- 計算機
- 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の控除証明書
- 国民年金保険料などの支払額の証明書など
- 給与や年金の源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書・保険な

どで補てんされた書類とそれらを整理し合計したもの  
○雑損、株式などの損失の繰越控除を受ける人は、前年の申告書の控え  
○住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票、登記事項証明書か要約書、売買契約書の写し、借入金年末残高証明書などの書類  
○譲渡所得がある人は、その金額の分かる契約書な

ど  
○営業等所得、不動産所得、農業所得者は、収支内訳書と収入・必要経費の分かる書類  
※収支内訳書を記載の上、お越しくください。  
○所得税の還付を受ける人は、振込先の口座番号(本人名義に限る)が分かるもの  
■問い合わせ先  
市税務課  
☎0869-22-1114

**所得税の還付申告**

所得税の確定申告は、2月16日(金)からですが、還付を受けるための申告書は、1月から提出できます。

還付申告書は早めに提出しましょう。

**還付申告センター開設**

▶日時 2月5日(月)～9日(金)  
午前9時30分～午後4時

▶場所 ママカリフォーラム2F  
(岡山コンベンションセンター)  
岡山市駅元町14番1号

**問い合わせ先**

所得税については……西大寺税務署

☎086-942-3815

市県民税については……市税務課

☎0869-22-1114 FAX 0869-22-3304

**農耕作業用自動車の軽自動車税**

軽自動車税は原付、軽乗用車、軽トラックなどに課税されます。

コンバインやトラクターなどで、乗用装置のある農耕作業用自動車も、道路を走行するしないに関わらず、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となります。税額は年間で1,600円です。

未登録の人は、市役所税務課、各支所総務振興課、裳掛出張所で手続きをしてください。

届け出には、印鑑と販売証明書などの車名、車体番号が分かるものを持参してください。

**問い合わせ先**

市税務課

☎0869-22-1114



小型特殊自動車(農耕用)	
大きさ	制限なし
速度	時速35km未満
総排気量	制限なし